



危険物製造所等設置・変更許可 申請の手続きについて



- 危険物施設を設置するとき
- 危険物施設の位置・構造・設備を変更するとき
- 危険物施設の区分を変更するとき
- 危険物の品名・数量を変更するとき
- …etc

**設置・変更工事を行うには、
事前に京都市長の許可が必要となります。**

危険物製造所等設置(変更)許可申請に必要な書類(編冊順)

危険物製造所等設置(変更)許可申請書
貯蔵又は取扱う危険物の品名、数量及び倍数が分かる資料・危険物判定資料
構造設備明細書
製造所等を含む事業所内の主要な建築物その他工作物の配置図
製造所等の周囲の状況
製造所等を構成する建築物その他工作物及び機械器具その他の設備の配置
製造所等で危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物その他の工作物及び機械器具その他の設備の構造
製造所等に設ける電気設備、避雷設備並びに消火設備、警報設備及び避難設備の概要
緊急時対策に係る機械器具その他の設備を設ける製造所等にあつては、当該設備の概要

※1 上記の申請書は京都市消防局のホームページからダウンロードできます。

※2 申請内容等により、上記以外の**添付書類が必要**になることがあります。

※3 上記のほか、**建築基準法等、消防法以外の法令**に基づく手続きが必要となる場合がありますので、御注意ください。



申請に係る事前相談は、京都市消防局予防部指導課危険物担当までお願いします。
ただし、申請場所については、危険物施設を設置(変更)する場所の行政区を管轄する消防署又は京都市消防局予防部指導課危険物担当までお願いします。

消防署	電話番号	消防署	電話番号
北消防署	491-4148	下京消防署	361-4411
上京消防署	431-1371	南消防署	681-0711
左京消防署	723-0119	右京消防署	871-0119
中京消防署	841-6333	西京消防署	392-6071
東山消防署	541-0191	伏見消防署	641-5355
山科消防署	592-9755	消防局予防部指導課	212-6687

受付時間：土・日・祝日を除く平日午前9時から同11時30分、午後1時から同5時まで（正午から午後1時を除く。）

※ 午後は、検査等により不在となることあるため、事前にお電話くださいますようお願いいたします。

事前相談から使用開始までのながれ（例）

危険物施設を設置（変更）しようとするときには、事前に申請を行い、京都市長の許可を受けることが必要です。設置（変更）工事が終了し、完成検査済証を受領後に使用することができます。

下記のフロー図を参考に、事前相談を行ってください。

1 事前相談

- 設置（変更）する危険物施設の概要がわかる資料（建築物、危険物の種類・量など）、平面図等の資料を持参してください。

2 設置（変更）許可申請

- **設置場所を管轄する消防署**又は**消防局予防部指導課**に申請してください。
- 危険物等設置（変更）許可申請書は添付書類を含め**正副2部**必要です。
- 申請に**手数料**が必要です。
（消防局予防部指導課に申請する場合は、納入通知書による**振り込み手続き**が必要です。）
→手数料は**危険物関係手数料早見表**を参照してください。

3 許可の審査

- 申請された書類が、消防法令で定める基準に適合しているか書類審査を行います。
（標準処理期間は土、日、祝日及び年末年始の休日並びに書類訂正期間を除く、設置許可申請：**21日間**、変更許可申請：**14日間**）
- 必要に応じて書類の訂正、追加等を求めることがあります。

4 許可（許可書の交付）

- 審査の結果、適合していれば京都市長から許可書が交付されます。
- **許可書を受領後**に設置（変更）工事に着手することができます。

5 工事開始

- 地下タンクの据付など中間検査が必要となる場合もあります。
日程や検査方法は事前相談を行った消防局又は消防署の担当者と事前に調整してください。
- 工事完了後、完成検査申請書（**正副2部必要**）を設置場所を管轄する消防署又は消防局予防部指導課に手数料と併せて申請してください。

6 完成検査

- 許可された内容のとおり施工できているか完成検査を実施します。
※完成検査を実施後、すぐに使用することはできません。

7 完成検査済証の交付

- **完成検査済証を受領後**に、危険物施設を使用することができます。

